

## 第9回パレット標準化推進分科会

### 議事概要

#### 1. 日時

令和5年7月20日（木）9：30～12：00

#### 2. 場所

中央合同庁舎第3号館3階 総合政策局 AB会議室、オンライン開催（Teams）

#### 3. 出席委員

味水佑毅委員（座長）、鐘築利仁委員、加納尚美委員、嶋崎真理委員、高岡美佳委員、田中浩一委員、成瀬慎一郎委員、西井茂委員、藤原敏彦委員、北條英委員、牧田信良委員代理（星野様）、宮澤伸委員（途中退席、足立様にて代理）、室賀利一委員、山崎栄委員、脇坂大介委員、山田哲也委員、中野剛志委員、小熊弘明委員、平澤崇裕委員

#### 4. 議事概要

##### 【議事（1）に関する議論】

- 卸店の物流センターのようなパレット輸送が行われた先からのパレット回収につき、日本パレットレンタル社（以下、「JPR」）とユーピーアール社（以下、「UPR」）と一緒に回収を行い、どちらかのデポに運んだ後、もう一方のデポに横持を行うモデルという理解で間違いはないか。また、そのような横持の運賃はXROP参画企業からの利用料金であてがうのか。
- 合同回収については各社サービスレベルが一樣ではないこともあり、全国一律で一気にスタートするというよりも、一つひとつの案件ごとに解決策を模索していく形になる。また、特定の拠点間の運賃をまったく関係のない参加者が負担することは妥当性がなく、横持費用をほかのサービスの収益で補填することは一切考えていない。
- 回収先において、パレット種ごとに合同回収の可否を判別するのが困難になることが予想されるが、共通のステッカーを貼付する等の仕組みを設けるのか。
- UPR、JPRともに、自社パレット等のユーザー容器の回収業務を受託しており、その延長線上であればステッカーがなくとも判別可能と考えているが、新規取り扱い

となると何らかの工夫が必要になる。

- 以前、共同回収のシミュレーションを行ったところ、密に拠点があるエリアでは回収による効果が出ない一方、疎なエリアでは効果が見込まれ、地域差が出る結果となった。サービスは全国どこでも提供することで考えているのか。
- 経済効果が出る疎なエリアから進めていきたい。
- この仕組みは委託パレットが前提だが、ロールボックス等にも対象を拡げる考えはあるのか。
- 平パレット限定ということは考えておらず、将来的にはロールボックス等も含めて検討したい。
- X-W e bサービスが開始した際に、既存のJ P RやU P Rのユーザーはそのまま現在のサービスを継続するのか、それともX R O Pのほうに移行を促されていくのか。
- X-W e bに移行していただく予定。

## 【議事（2） 資料2-1に関する議論】

### 全体についての意見

- この議論における「着荷主」がどの規模を想定しているのか、適用範囲は明確にさせておいたほうがよい。
- レンタルパレットの導入は取引先企業に対して新たな負担を要請することになるが、価格交渉力の弱い中小企業にとってはハードルが高く、より踏み込んだサポートが必要になる。

### 強度・最大積載重量についての意見

- 規格に関する部分で、最大積載重量と強度で有効桁数が異なっているのは数値を定める規格としては適切ではないのではないかと。

### タグ・バーコードについての意見

- タグ・バーコードは、パレット管理のためだけに使うのか、ユニットとして商品管理にもできるタグなのかを決める必要がある。用途によって求められる仕様も変わるため、専門家の意見を聞きながら最終的に決定することが望ましい。

### 仕分け・回収・費用分担についての意見

- 路線事業者についても、運送契約の記載例を挙げるにあたり、パレットの適正な管理に配慮するような表現が必要ではないかと。

- レンタル契約への回収に関する記載例で、「流出が起きないように回収する」という表現は改めたほうがよい（流出が起きるから流出したパレットを回収するのであって、因果関係が逆転している）。
- 運送契約に関しては多重下請構造を踏まえた記述にしておくことが望ましい。
- ドライバーが契約外の作業を無償で行っている実態については、売買契約ではなく運送契約の中で、運賃と作業をそれぞれ決める話なのではないか。
- 仕分けに関する契約の記載例について、軒先渡しとしてしまうと、パレットに載っている荷物を軒先で降ろし、空になったパレットを持って帰ってくるイメージになる。それだと、着荷主は自分のところで仕分けを行いたくないから、ドライバーに作業が発生してしまう。ドライバーを運送に専念させたいのに方向性が違ってしまわないか。
- 仕分けに関する契約の記載例は表現方法を変えたほうがよい。回収ドライバーが仕分けを行うことを想定した記載ではなく、着荷主での仕分けを前提とした記載にしたほうがよいのではないか。
- 6月に策定した「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」においては、トラックドライバーの1運行の平均拘束時間を各荷主事業者の取り組みによって1時間以上短縮することを基本的な考え方としており、トラックドライバーが仕分けを行うことはガイドラインの考え方とも齟齬が生じてしまうことから、仕分けは着荷主が行い、その費用を負担する形が適切ではないか。
- 仕分けに関する契約の記載ぶりを「基本は着荷主で仕分けをすること。ただしドライバーに仕分けをさせる場合にはきちんと料金を払うこと」のようにしてはどうか。

#### 受発注についての意見

- 受発注となると商流が関係してくるため、1SKU単位の発注を依頼するよりは、複数SKUでも納品する際に1パレットにフル積載になることを求めたほうがミルフィーユ状態も避けられるのではないか。
- 面単位発注のイラストでは3段になっているが、面単位というと1段ではないのか。それぞれの認識にズレがないようにしておくべきである。

#### 結論

- 仕分けについて、原則として着荷主において行われるべきであることを方針とする。

また、ドライバーにお願いすることは2024年問題の観点からも可能な限り避けなければならないことは言うまでもない。仮にドライバーにお願いするにあたっては、当然のこととしてその附帯作業に対しての支払いをしなければならない旨、但し書きを記載する。

- 売買契約について、パレットの扱いもその売買に付随するものであるから当事者が責任をもって取引すべきとして、仕分けに関して契約に明記する。

#### その他質疑応答

- 宅配便でも大口荷主からパレット単位で全国向けの荷物を預かることがある。その場合には宅配事業者の拠点で仕分けを行うが、そのような場合でもパレットレンタル事業者とレンタル契約を結ぶ必要があるのか。説明資料では発荷主→着荷主で1対1の関係であるが、日本国内全体に運用が拡大するとN対Nの関係になるので、全ての大きな拠点が各パレットレンタル事業者と契約が必要になるのか。そうであれば、本当に運用できるのか疑問である。

→ 資料P. 13で示しているような共同のプラットフォームが立ち上がった際にはそのような懸念にも対応し得るものと考えている。

- 費用分担のイメージには、中間の倉庫事業者と着荷主が一体となっているパターンも記載しておいたほうがよい。また、そのようなパターンの場合、倉庫から着荷主の納品単位の話が出てくるが、これはこの議論からは外れるのか。

→ 製造業の工場や生産者の施設から卸売業・卸売市場、また卸売業・卸売市場から小売行の物流施設までを想定しており、この適用範囲を資料に明記する。

- 受発注について①には「単一商品」と入っている一方、②には入っていないのは意図があるのか。

→ ①と②で表現を統一する。

#### **【議事（2） 資料2-2に関する議論】**

##### 意見

- 11型パレット以外のサイズでパレット輸送をしている分野では、卸店において回収される前のT11型レンタルパレットを使用し、他サイズパレットから積み替えしたうえで倉庫に保管しているケースが見受けられる。メーカーには標準仕様パレット

で出荷してもらいたく、標準仕様パレットの仕様をより強く要望してはどうか。

- B-1区分について、「家電、化学品、金属製品、穀物といった大型の製品を扱う分野」としてしまうと、これらの分野全体がユニットロードしなくてよいとも読めてしまう。これらの分野で「大型の製品を扱う場合」のような記載が好ましい。
- B-1、B-2、B-3の順番について、B-2は標準パレットの導入ができないわけではないものの業界内で合意が取れているというだけであれば、導入が確実に難しいB-1とB-3を先に持ってきたほうがよいのではないか。
- 酒類や化学品等はB-1とB-3、両方に属することが考えられる分野業界もあるため、明確に分けられない場合もある。標準仕様パレット導入の可能性がある範囲では長期的に検討していきましょうということを前面に出せばいいのではないか。
- フローチャートにせずとも、例外規定を挙げる表現にすれば、B-1、B-2、B-3の順番は関係なくなりシンプルになるのではないか。

#### 結論

- B-1は表現を修正し、フローチャートについても可否を検討する。

#### その他質疑応答

- 標準仕様パレット導入へのインセンティブを考えると、B類型はA類型と同列に近い形で扱うのか。
- A類型を推奨するという形でお示ししているが、その点も含めてご議論いただきたい。

以上

(文責 事務局)